

令和 7 年度農地賃借料情報提供について

農地法第 52 条の規定に基づき、次のとおり農地賃借料情報の提供を行います。

令和 6 年 1 月から 12 月までに市内で締結（公告）された賃借料を集計し、その平均額を算出したものです。この「農地賃借料情報」は、法的な拘束力はなく、あくまで賃借料を決定する際の参考資料です。

実際の賃借料の契約に際しては、貸し手・借り手の両者でよく協議したうえで、締結してください。

（10 a あたり）

区 分		平 均 額	最 高 額	最 低 額	データ数	過去 3 年間 の平均額
整備 田	稲枝地域	8,600 円	10,500 円	3,000 円	251	8,800 円
	河瀬・亀山・ 城陽地域	5,200 円	8,000 円	3,100 円	79	5,300 円
未整備田		2,600 円	5,000 円	1,000 円	62	2,800 円
(参考)市内全域		7,400 円	10,500 円	1,000 円		

1. 標準的な水準を算出するため、全賃借料データの平均値±70%を超えるもの及び賃借料以外の要素が含まれているデータは除いています。なお、無料での貸借（使用貸借）についても、集計の際に除外されています。

2. 平均額は、算出結果を 100 円未満四捨五入としています。

3. 各地域の整備田と市域の未整備田を集計して平均額を算出しています。また、参考のため市内全域の平均額も併せて情報提供します。